

中川小学校PTA会員の皆様

西条市立中川小学校PTA会長 伊藤 憲二

夏季休業中におけるプール使用について

1 プール開放

児童の健康・体力の増進と泳力の向上を目指し、夏季休業中、中川小学校のプールを借りて、PTAにより開放します。ただし、土・日など監視当番を割り振っていない日は休みです。開放時間は、13:30～15:00です。

2 プール監視

- (1) プール開放は、保護者の監視の下で行います。
- (2) 割当ては、別紙のとおりです。都合の悪い場合は、お互いに連絡し合って交代してください。なお、交代された方は、同じ日の当番の方や各学団の総務部員さん、学校に連絡してください。
- (3) 天候不順等のため、プール開放を中止するかどうかの決定は、当日の監視当番になっている方がPTA会長と相談の上、13:00までに決定してください。

3 監視当番の仕事

- (1) 職員室でプールの鍵と監視箱、AEDを受け取る。
- (2) 入り口、更衣室、トイレ、倉庫等の施錠を解除する。
- (3) 水泳カードの箱を出す（倉庫の中に保管）。
- (4) 児童から水泳カードを預かり、帰るときに返す。
- (5) 「プール使用規定」「水泳のきまり」に照らし、問題がある場合には、その場で注意をする。なお、必要に応じ職員室に連絡する。
- (6) 「プール使用規定」により、プール全体がよく見える場所で、子どもから目を離さず、監視する。（右図参照）
- (7) 15分間入水したら、5分間休ませる。（トイレや更衣室ものぞき、人数を確認する。）鐘で合図する。
- (8) 児童クラブの子たちは、指導員に引き渡す。
- (9) 水泳終了後は、後片付けや清掃（用具は倉庫）をし、プール日誌を書く。
- (10) トイレ、更衣室、入り口等の施錠・消灯を確実にする。
- (11) プールの鍵と監視箱を職員室に返す。

4 緊急事態発生時の処置

- (1) 直ちに救護、手当を行う（心臓マッサージ、止血等）。
- (2) 携帯電話にて、救急車の要請（119番通報）をした後、職員室へインターホンで連絡し、家族への連絡等適切な処置をとる。
○ 救急車・・・119番 ○ 警察署・・・110番

5 その他

- (1) 監視員は十分な監視を行うが、万一事故発生の場合、その責任は問わない。（プール使用規定第7条により、使用の責任は各保護者にあります。）
- (2) 保護者は、児童の健康状態が悪いときには、泳ぎに行かせない。
- (3) 天候不順等により開放しない場合は、プール入口の「中止」の札で確認する。

6 プール保険加入

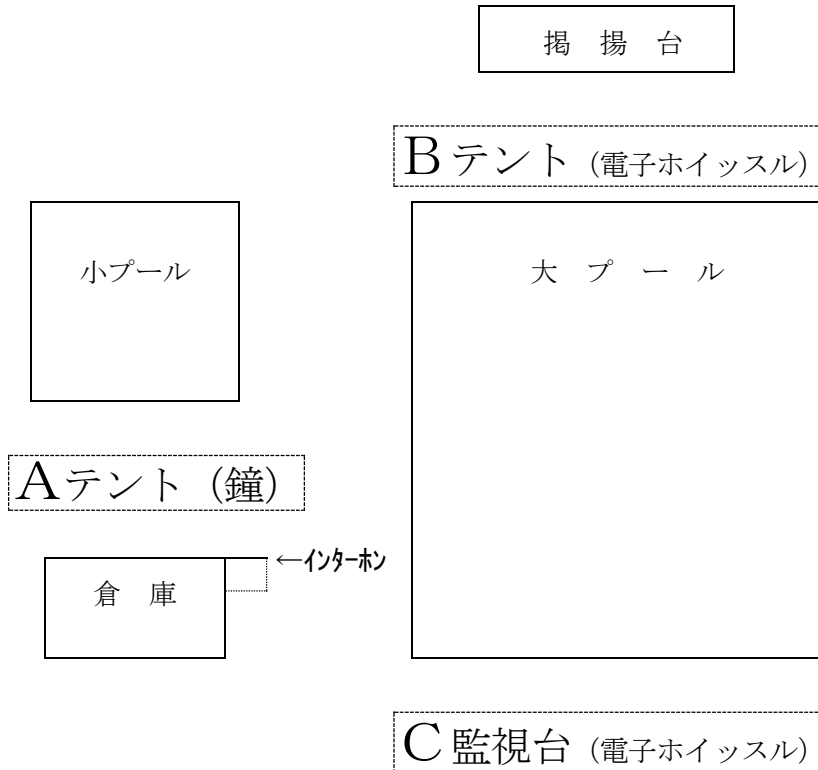
夏季休業中は、日本スポーツ振興センターの保険は適用されません。しかし、年度当初に加入した親子安全互助会及びPTA団体傷害保険が適用となります。

プール監視マニュアル

<プール監視について>

プール監視は、安全面への配慮からA, B, Cの3か所に分かれて監視を行ってください。
なお、緊急用の笛を用意していますので、各担当場所で1つずつ持って監視にあたってください。

<監視ポイント図>



<事故が起こった場合>

プール監視中に起こる事故としては、溺水・プールサイドでのけがなどが考えられます。監視当番の方は、5人で行っていますので、発見者ともう2人の3人で応急手当や心臓マッサージ等の処置を行って、1人が職員室へインターホンや携帯などで連絡をしてください。残る1人が他の児童は必ずプールからあげるようにしてください。

なお、事故を防ぐためにも、監視中、ふざけている児童や調子の悪そうな児童がいましたら、注意をしたりプールから出したりするなどしてください。

<お原直い、>

プール監視が終わりましたら、ご自宅へ帰る道を少し遠回りして、校区の子どもたちの生活の様子について、目配り気配りのパトロールをお願いいたします。